

風水害等対策編 第1部 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

《 基本方針 》

由布市において、各種災害に対して市民の生命、身体及び財産等の安全を確保するための計画基本方針は「①災害に強いまちづくりのための対策」、「②災害に強い人づくりのための対策」及び「③災害対応能力の向上のための対策」の3つに区分する。

このうち、防災施設や設備の整備である「ハード面の対策」、そして人・組織づくりの確立等を主体とする「ソフト面の施策」の両方を確立することが望まれている。ハード面の施策を重視して進めているが財政面を考慮すると、長期的な視野で検討する必要がある。そのため、現実的でかつ効率的に被害を最小限にとどめるような「ソフト面の施策」を優先して計画検討を推進する。

《 計画目標 》

1. 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で述べる「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生した場合でも被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- 2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- 3) 施設・設備の耐震化（建築物及び公共施設等の耐震性の確保）
- 4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- 5) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）

2. 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1) 自主防災組織の育成・強化
- 2) 防災訓練の実施
- 3) 防災教育の実施
- 4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- 5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮する者（以下「要配慮者」または「避難行動要支援者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- 6) 帰宅困難者の安全確保
- 7) 市民運動の展開

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- 2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- 3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- 4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

- 第1節 被害の未然防止事業の推進
- 第2節 治山治水計画
- 第3節 土砂災害予防計画
- 第4節 建築物及び文化財等災害予防計画
- 第5節 交通施設災害予防計画
- 第6節 農林業災害予防計画
- 第7節 火災予防計画
- 第8節 林野火災予防計画
- 第9節 危険物等災害予防計画

第1節 被害の未然防止事業の推進

《 計画目標 》

各種の災害から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業は、国・県の各種計画と連携し、市はこれに協力、または必要な要請を行なながら、各種対策を推進するものとする。

また、各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この各章の計画の定めるところにより実施し、推進するものとする。

第2節 治山治水計画

(土木対策班・農林耕地対策班)

《 基本方針 》

近年の土地利用、住民生活様式等の変化に伴い、災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。このため、計画的な河川の整備と併せて、内水排除施設の整備や民間開発等における流出抑制等の森林のもつ保水機能の維持に努め、大量の出水防止、水源涵養や土砂崩壊防止の機能の向上に努め、総合的な治水対策をより一層推進する。

また、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努めるとともに、住民への広報啓発活動等のソフト対策の確立を目指す。

第1項 河川対策

《 計画目標 》

1. 河川改修の推進

市内の河川については、国事業及び県事業として、計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに継続して積極的な推進を関係機関に要請する。

2. 洪水による被害が増大するおそれがある区間については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。また、内水排除施設の整備を図り、流下能力を向上させていくとともに、公共下水道事業等及び他事業との調整を図る。

3. 危険区域の調査

災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある区域について、その実態の把握に努める。

4. 河川施設の維持管理

河川施設は、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所を重点に万一に備え、出水期に備えて見まわりを行い、水防倉庫の備蓄資材を補給しておく。

水門、樋門は、特に門扉等を巡回点検し、運転を容易にし出水に備える。

5. 防災情報の周知及び情報の伝達体制の確立

市民が安全な避難を行えるよう、地域防災計画に、洪水ハザードマップを掲載し、管内図にその位置を掲載する等、関係住民に周知するとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

6. 避難路・指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備

水害に対応した指定避難所等の指定と整備を行う。具体的には、公民館、小・中学校、公園等の指定避難場所（避難地）の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定避難所の検討並びに整備体制の充実を図る。

第2項 ため池対策

《 計画目標 》

1. 老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。
2. 点検結果に基づき、必要な場合は、詳細調査を実施し、堤体の補強・漏水防止・余水吐きや樋管等の整備を検討する。
3. 毎年、出水時期前には、ため池等の点検パトロールの実施に努める。
4. ため池管理者は、異常気象に注意し、水位変動を地元水利権者等の監視のもと状況に応じて河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

第3項 治山対策

《 計画目標 》

1. 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。
2. 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。
3. 急傾斜地・地すべり等の対策については、本章第3節に準じる。
4. 緑地の保全

市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

5. 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

●参考資料編 資料 風予-2-2-3-1 「重要水防区域」

●参考資料編 資料 風予-2-2-3-2 「災害危険河川」

(土木対策班・農林耕地対策班)

《 基本方針 》

本市は、火山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と社会環境の変化に伴う開発行為等による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、従来より土砂災害を引き起こし、民家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、想定される災害としては最も注意が必要な災害である。そのため、土砂災害に関し、次の方針に基づき必要な措置を推進する。

1. 県が行う事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。また、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業としても実施する。
2. 住民におかれた環境を知らせるため、市の災害危険箇所の周知と啓発を図る。
3. 防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるよう、必要な警戒・避難体制の整備を推進する。
4. 小・中学校、公園空地等の指定避難場所（避難地）の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定避難所の検討並びに整備体制の充実に努める

第1項 急傾斜地・地すべり崩壊対策、がけ地近接住宅移転事業

《 計画目標 》

1. 危険箇所の把握及び県指定の促進

- 1) 斜面崩壊や地すべり発生の危険のある斜面等の実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- 2) 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。
- 3) 繙続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等のカルテや台帳を作成する。

2. 排水対策、崖面・地すべり面対策

災害の発生のおそれがある危険地区などは、必要に応じ排水や崖面・地すべり面対策を実施検討していく。

- 1) 地表水が崖面・地すべり面へ流入しないよう排水溝を設置し、または既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査のうえ、排水対策を実施する。
- 2) 崖地や台地端部の大きな樹木を除去する。
- 3) 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮石の不安定な箇所について、ビニールシート及びモルタルで整備補強するほか浮石の除去を行う。
- 4) 二次災害防止のためシート、鉄筋棒等を購入保管し、市民から要望があった場合、シートを敷設する等の応急対策を検討する。

3. 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

4. 防災情報の周知及び情報の伝達体制の確立

市民が安全な避難を行えるよう、地域防災計画に、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所を掲載し、管内図にその位置を掲載する等、関係住民に周知するとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

5. 避難路・指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備

土砂災害に対応した指定避難所の指定と整備を行う。具体的には、公民館、小・中学校、公園等の指定避難場所（避難地）の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定避難所の検討並びに整備体制の充実を図る。

6. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地に近接した住宅の移転に対し補助金が交付されるので、この制度を利用した住宅の移転を促進する。

第2項 土石流災害対策

《 計画目標 》

1. 危険渓流の実態調査及び県指定の促進

- 1) 危険渓流について、保全対象の有無、多少にかかわらず、調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。
- 2) 危険性の高い未指定渓流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

2. 砂防事業の推進

- 1) 県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。
- 2) 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。

3. 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

1) 土石流災害の特性

2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象

- ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ. 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- エ. 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ. 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

3) 災害時の心得

- ア. 気象予報・警報等の情報収集
- イ. 避難の時期、方法、場所
- ウ. 飲料水、非常食料の準備
- エ. 現地標識の設置、ハザードマップ等による危険箇所の周知

4. 警戒・避難体制の整備

市は、過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、道路の通行規制の基準雨量の成果等から設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

- 1) 市及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- 2) 市は、関係住民に対する予報・警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測及び防災パトロールによる緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮する。

第3項 山地災害対策

《 計画目標 》

1. 危険地区の実態把握

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに必要に応じ山地災害を防止するため、関係機関と協力して適切な対策を講じる。

2. 治山事業の推進

- 1) 危険地区に対する災害防止工事の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。
- 2) 保安林の整備・充実を関係機関に要請するとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。
- 3) 復旧治山、予防治山について関係機関に協力要請し、土地所有者の理解を得て事業を推進

する。

- 4) 保安林整備の充実を図るとともに、崩壊、土砂流出等を防止するため、造林事業を推進する。

第4節 建築物及び文化財等災害予防計画

(土木対策班・文教対策班)

《基本方針》

公共施設には、多数の勤務者や来訪者が出入りし、災害による被害を拡大させる要因となる。これら多くの人命を災害から守ることは、市としての大きな責務である。また、防災の観点から公共施設等を整備することは、避難所整備の有効な施策ともなる。そのため、新たに建築する公共施設は、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強について検討する。

また、本市は遺跡等の多くの貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくため、平素から火災等の災害防止に努める。

第1項 建築物災害予防対策

《計画目標》

1. 防災上の中核的建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の中核的建築物を指定するよう努める。

2. 公共施設災害予防計画

- 1) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）
- 2) 避難体制の確立
- 3) 消防法に基づき整備を必要とする防災対象物等（消防設備・警報設備・避難設備等）の整備を検討する。
- 4) 職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努めるものとする。さらに関係機関との連絡体制も整備する。

3. 市民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期及び台風期、梅雨期において、市民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

第2項 文化財災害予防対策

《 計画目標 》

1. 市は、平素から管理者・住民への火災等への災害対応について、啓発・助言を行い、文化財の持ち出し等の災害体制を検討しておく。
2. 市文化財担当職員講習会を開催して、文化庁文化財保護部発行（昭和45年3月）「文化財防火、防犯の手引き」により防災措置の普及を図る。
3. 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。
4. 災害予防体制の確立等、保護についての指導を行う。
 - 1) 災害予防及び災害発生時の責任・役割分担の明確化

2) 防火管理体制の整備

- ア. 防災施設・設備の整備促進と点検
- イ. 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
- ウ. 電灯線、消火栓等の点検整備
- エ. 指定物件周辺の火気禁止地帯の設定

3) 避難体制の確立

- ア. 文化財の消防計画（避難所、避難路、責任者等の作成）
- イ. 見学者等の避難誘導計画
- ウ. 避難訓練の実施

第5節 交通施設災害予防計画

(土木対策班)

《 基本方針 》

道路・鉄道は、市内・外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、まちの骨組みを形成する。また、その空間はまち災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路・鉄道の持つこれら多くの機能を再確認し、これをまちの中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。

第1項 道路整備計画

《 計画目標 》

1. 道路整備対策

- 1) 道路の緑化（延焼遮断帯としての効果）
- 2) 道路標識・避難地の標識の改良（避難活動への効果）

- 3) 駐車場の確保（路上駐車を無くし、災害活動への効果）
- 4) 電線類の地中化の促進
- 5) 狹あいな生活道路については、建築時におけるセットバック指導において道路整備を図る。

2. 緊急交通路整備計画

- 1) 道路の災害の発生に際しては、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となつて現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- 2) 道路管理者は、救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路を多重性のある道路ネットワークの整備に努める。
- 3) 主要市道については、道路・橋梁等の安全性の確保と避難路及び緊急車両・輸送車両等が通行できる有効な幅員の確保に努める。

3. 道路・橋梁施設等

- 1) 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架替えや拡幅等を検討する。
- 2) 橋梁、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化に問題のある箇所の点検・補修を行い、迅速な復旧体制の整備に努める。
- 3) 台風・大雨等の異常気象時における道路施設等の安全確保のための点検整備に努める。
- 4) 老朽及び各種点検調査の結果に基づき、危険度の高いものから順に対策を実施する。

第2項 のり面崩壊対策

《 計画目標 》

1. 豪雨に対する道路のり面の危険箇所を把握するための道路防災点検調査を実施し、要対策箇所の把握を進める。
2. 危険箇所調査結果に基づき、のり面保護工等の災害防止対策について検討し、危険度の高いものから順に対策を実施する。
3. 市道及び林道等についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。
4. 市独自で対策できない危険箇所については、対策工事の早期完成を関係機関に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。
5. パトロールを適宜実施し危険箇所の状況を監視するとともに、のり面中浮石等落石のおそれのあるもの、覆いかぶさっているような樹木類の除去等を行う。

第3項 鉄道施設

《 計画目標 》

1. 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

第5節 交通施設災害予防計画

第6節 農林業災害予防計画

- 1) 非常呼出訓練
- 2) 避難誘導訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 脱線復旧訓練
- 5) 救出、救助、救護訓練
- 6) 危険物、毒劇物災害訓練

2. 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく。

3. 避難誘導体制等の周知

- 1) 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- 2) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

4. JR九州における鉄道施設

JR九州における鉄道施設の災害防止対策は、次によるものである。

- 1) 鉄道施設等の点検
- 2) 災害時の運転規則

第6節 農林業災害予防計画

(農林耕地対策班)

《基本方針》

農業あるいは農地とは、ただ単に作物を生産するだけでなく、観光面への寄与、緑の空間を約束するものもある。そのような意味においても、本市における農業あるいは農地の持つ役割は極めて大きいといえる。したがって、今後とも農業施設及び農産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防止するため、所用の予防措置を講じるものとする。農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては協力依頼を要請するとともに、市と市民の相互の協力体制のもと計画を推進する。

第1項 農林施設災害予防計画

《計画目標》

1. ため池整備計画

- 1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈の励行
- 2) 排水施設の点検整備

- 3) 堤体の応急補強と通行規制
- 4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- 5) 不用貯水の排除及び事前放流
- 6) ため池等整備事業の積極的活用

●参考資料編 資料 風予-2-6-1-1 「ため池一覧表」

2. 用排水路

- 1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- 2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行う。

3. 農道

- 1) 側溝・暗渠・溜柵・排水管等、排水施設の浚渫・清掃
- 2) 農業機械の大型化に対応しての農道整備

第2項 農作物災害予防計画

《 計画目標 》

1. 水稲

- 1) 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた抵抗性品種の採用と適期移植により、災害の軽減を図る。
- 2) 応急対策用苗を共同育苗施設の利用により確保する。
- 3) 計画的配水、作期の分散等により干ばつ被害の発生を防止する。
- 4) 風水害に伴い発生する白葉枯病等の病害予防措置、事後措置を講ずる。
- 5) 気象情報に即応した予防措置を講ずる。
- 6) 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

2. 野菜

- 1) 干害対策として、灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- 2) 風水害または水害に対する排水溝等の整備を図る。
- 3) 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- 4) 倒伏防止のための支柱を補強する。

3. 花き

- 1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- 2) 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- 3) 倒伏防止のための支柱を補強する。
- 4) 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- 5) 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

4. 果樹

- 1) 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
- 2) 風害に対しては防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修補強を図る。
- 3) 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、草生、敷藁、敷草等により土壤の流失を防止し、園地の損壊を予防する。
- 4) 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

5. 病害虫等の防除対策

森林病害虫については、早期発見と早期駆除に努めるとともに発生状況調査事業をさらに推進して、発生予察体制の確立を期し、あわせて育林技術の改善による生態的防除を推進する。

6. 家畜災害予防

- 1) 台風等により被害がでるおそれがあるときは、施設の安全措置、家畜の避難をするように指導する。
- 2) 施設等の整備
畜舎、鶏舎等施設の補強整備、施設場所の選定の整備等を指導推進する。
- 3) 干害に備え、耐干性作物又は品種の奨励、普及を図る。
- 4) 飼料の加工、貯蔵の整備を助長し、乾燥サイレージ等貯蔵飼料の普及を図る。

第3項 災害予防に関する試験研究の推進

《 計画目標 》

市は、災害予防対策の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

1. 気象情報や衛星データ（ひまわり）を活用した災害予防に関すること
2. 気象災害に強い農作物の品種や土壤の改良
3. 施設栽培等による気象災害防止技術の開発
4. 土壤保全、土壤流出防止技術の開発

第4項 防災思想の普及

《 計画目標 》

災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、市民生活の安定等を図るために、防災思想の普及に努めるものとする。

第5項 防災基盤の整備

《 計画目標 》

市は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

1. 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

2. 地すべり防止事業

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、または軽減するため、地すべり防止事業の実施を県に要請する。

3. 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

第6項 防災営農体制の整備

《 計画目標 》

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、次の計画により農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

1. 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について協力、または依頼し、管理の徹底に努める。

2. 営農指導の実施

気象、地形、土壤等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壤保全、その他の営農体制の確立に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県、関係機関と協力して指導を行う。

第7節 火災予防計画

(消防班)

《 基本方針 》

消防活動が迅速かつ適切に行なえるよう、火災予防施策を推進する。

1. 消防力・消防設備の整備強化
2. 火災危険区域等（消防車両進入困難、木造密集、危険物集中）の防火対策の強化
3. 防火管理体制の強化
4. 予防・査察制度の活用

第1項 消防力・消防設備の整備強化対策

《 計画目標 》

1. 消防団の強化

- 1) 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。
- 2) 分団の適正配置を図り、均衡の取れた消防分団とする。
- 3) 召集伝達網を通じての召集・参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。
- 4) 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、女性消防団員を含めた団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの組織機能の向上を推進する。

- ア. 消防団拠点施設、安全装備（防火衣等）の整備拡充
- イ. 報酬、出動手当の適正な引き上げ
- ウ. 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望
- エ. 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- オ. 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

5) 消防団と市民組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、市防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、地域の自主防災組織の牽引者の存在である消防団員や消防団OBは、その立場を生かした防災訓練を計画する。

- ア. 小型動力ポンプの更新、積載車の増設を年次計画により逐次実施する。

2. 消防施設の整備

- 1) 年次計画により消防機械の整備・更新を行っていくとともに、機械の近代化・軽量化を図る。
- 2) 多様化する火災形態に対応するため地域の実情に応じて、はしご付き消防自動車及び化学消防自動車、救助工作車、小型ポンプ等の整備を推進する。
- 3) 初動及び活動体制を確保するため、消防本部庁舎、消防出張所の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備の整備充実を図る。

4) 消防施設等の保全

消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、火災等災害の際の即応体制の確立を図る。

5) 地域の核づくり

コミュニティ単位の防災強化を検討すると共に、消防・防災活動として、初動対応が効果的に行える地域の核づくりを推進する。

●参考資料編 資料 風予-2-7-1-1 「消防機関別消防力の状況（消防本部・消防署・消防団）」

3. 消防水利施設の整備

1) 消防水利は、人工水利（消火栓・防火水槽・プール）と自然水利（河川・池）とに分けられるが、市街化の進行に伴い自然水利の利用が困難になりつつあるため、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。

2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に国の所要基準に達するよう、消防水利施設を年次計画により整備していく。

ア. 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。

イ. 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園・空地等）を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。

ウ. 防火水槽の充実

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽の整備、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

エ. 消防水利の不足や道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び小型動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消防体制の強化を図る。

オ. 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

4. 火災予防活動の強化

1) 消防法を基本とした予防行政の充実・強化を図る。

2) 予防広報を活発に行うとともに市民防災推進行事を通じ、市民の防火意識の高揚を図る。

3) 民間防火組織の育成を図り市民の防災行政への参加を求め、本市の防災活動を強化する。

4) 文化財施設における防火体制を強化するため、今後も所有者との連携を維持し、文化財保護思想の向上のため市民への啓発等を行う。

5) 災害時における消防活動の万全を期すため、消防に関し県及び各市町村消防等と協定を結び相互に応援するように務める。

6) 車両火災予防の推進

消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。

7) 火災予防運動の推進

消防機関は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

- ア. 春秋火災予防運動の普及啓発
- イ. 報道機関による防火思想の普及
- ウ. 講習会、講演会等による一般啓発
- エ. 婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

5. 救急救助体制の充実

救急救命率の向上を図るため装備の近代化、高度化を推進するとともに救急隊員、救急救命士の養成を進める。

6. 違反防火対象物公表制度

消防法令に重大な違反のある防火対象物に対して、由布市火災予防条例に基づきその法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する意識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図る。

第2項 火災危険区域等の防火対策

《 計画目標 》

1. 消防車両進入困難地域等を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
2. 消防車両進入困難地域等における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の再開発について検討する。また、建築物の不燃化を促進する。
3. 建物や道路の現況を把握し、火災危険区域や延焼危険区域等の総合的・系統的な見直しや設定とそれに対応した防災対策を検討する。
4. 消防車両の進入が困難な地区においては、初期消火が特に重要となるので自主防災組織等の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
5. 防火訓練や講習会等により、市民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。
6. 文化財防火設備を充実するとともに、自主防災組織や公民館活動による防火組織の充実を今後も推進する。
7. 市街地再開発等の面的整備を行う際に、防火・防災緑地の確保等、災害対策の万全化に努める。

第3項 防火管理体制の強化対策

《 計画目標 》

1. 防火対象物の関係者に対する措置

防火対象物で防火管理者の選任及び消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- 1) 防火対象物には防火管理者を選任し、また、現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会

を開催する等により、その資質の向上を図るよう指導する。

2) 防火管理者に対し、消防計画の作成、消火訓練の実施、自衛消防組織の充実・強化、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分な指導を行う。

3) 防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。

4) 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際の指導を行う。

5) 消防設備士の資質の向上

消防用設備等に関する技術の進歩に対応し、資質の向上を図るため消防設備士講習会に積極的に参加させる。

2. 建築許可等についての消防同意制度

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備を始め、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3. 火災予防条例の活用

市は、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

4. 気象の測定

災害と気象の因果関係は重要なものであり、気象状況の適確な認知は災害予防に大きな力を発揮する。消防本部においては、次の気象測定器具等を設置して常時測定を行える観測体制を整える。

- 1) 自記風向風速計
- 2) 自記湿度・温度計
- 3) 自記大気圧計
- 4) 自記雨量計
- 5) 視界、天候については目測測定

5. 危険物製造所等の許認可

危険物製造所等の設置、変更に対する許可、検査及び維持管理の指導取締りを実施して、危険物災害による公共危険の除去に努める。

第4項 予防指導・査察計画

《 計画目標 》

消防本部は、予防技術検定資格者の育成と人員確保による充実強化を図るとともに、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物、危険物製造所等に対して、定期的または臨時に消防職員の立入検査を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善勧告を行う。また、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行う。

1. 定期予防査察

防火対象物及び危険物製造所等の施設は定期に予防査察を行い、防火管理の指導、消防用設備等の改善勧告を行う。

2. 特別予防査察

火災予防上、特に必要が生じた場合、適宜特別予防査察を行う。

3. 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行い、出火危険箇所の発見と是正に努め、併せて市民の防災知識の普及を図る。

4. 火災警報発令中の予防査察

火災警報発令中には、火気使用施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

5. 初期消火の徹底

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を要望する。

また、講習会や防災訓練により市民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

第8節 林野火災予防計画

(農林耕地対策班、消防班)

《 基本方針 》

市域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、積極的に予防対策を推進するものとする。

山地部及び丘陵地において多くの民有林が広がり、これら山麓には、集落や住宅団地等があるとともに、由布岳、野稲岳、黒岳周辺では自然公園や保安林区域等が分布している。そのた

め、これらを火災から守るため、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

1. 山系毎の火災危険地区の指定及び関係機関と連携した巡視・監視の強化を検討する。
2. 関係機関と協力して、火災対策用施設、火気取扱場所及び設備等の施設を整備する。
3. 自衛消防体制の組織化、消防機関における相互応援協定等による広域的な消防体制の確立を図る。
4. 火災危険期前にはポスター等による啓発・宣伝により、入山者等の山火事防止意識の向上を図る。

第1項 監視体制等の強化

《 計画目標 》

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

1. 監視員等の配置

県が実施する森林監視パトロール等による巡視・監視に協力し、火災危険区域等のほか、国有林及び保安林において森林原野の火入れ時期、火災多発時の巡視の徹底に期する。

2. 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

3. 火災警報の周知徹底

火災警報の市民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

4. 火入れの協議

森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（昭和59年）により、火入れの許可事務が機関委任事務から市町村の団体委任事務に移行されたことにともない、市の自主的な火入れ許可制度運営を促進するとともに火入れの適正な実施と林野火災の防止を図る。

- 1)火入れによる出火を防止するため、森林法に基づく市長の許可是、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。
- 2)火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

5. 火入れ等の制限

- 1)気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。
- 2)市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

第2項 予防施設の整備

《 計画目標 》

火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設の整備を検討する。また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

1. 防火水槽の増強
2. 自然水利用施設の増強
3. ヘリポート・補給基地の整備
4. 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備
5. 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
6. 土管等を利用した路端用灰皿等の整備

第3項 林野火災対策用資機材の整備

《 計画目標 》

消防機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

1. 林野火災予防

林野における道路網の整備、レジャー人口の増加等、森林の利用者が急増していることから、山火事の防止及び被害の軽減を図るため、防火管理資機材の配備に努める。

2. 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットショーティー、チェンソー等、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

3. 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム (map)、第二リン酸アンモニウム (dap)、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

第4項 消防体制の整備

《 計画目標 》

市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

第5項 防火思想の普及

《 計画目標 》

消防機関は火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

1. 火災予防運動の設定

春季・秋季の年2回の火災予防週間に併せ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
春季火災予防運動	3月1日～3月7日

2. ポスター、標識板等の設置

広報活動の推進を図るため林野火災防止に関する標語、ポスター等を小・中学校の児童生徒から募集する。また、登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示し注意を喚起する。

3. ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

4. 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民の予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、広く市民の林野火災防止意識の向上に努める。

第9節 危険物等災害予防計画

(消防班)

《 基本方針 》

消防機関は、危険物（消防法昭和23年法律第186号）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

危険物施設に対しては、以下の方針により消防本部及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

1. 関係法令の遵守
2. 消防法に基づく保安監督の強化
3. 保安体制の確立及び教育の徹底
4. 車両火災の予防
5. 危険施設における自主防災組織の育成

第1項 危険物災害予防対策

《 計画目標 》

1. 規制

県及び市は、それぞれが規制する製造所等について、隨時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行う。

- 1) 危険物施設について設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。
 - ア. 位置、製造及び設備の維持管理状況
 - イ. 消火設備、警報設備の保守管理状況
 - ウ. 危険物の貯蔵及び取扱状況
 - エ. 危険物取扱者の立会状況
- 2) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- 3) 予防規程の内容が、実情に即したものであるよう指導し、基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。
- 4) 火災予防条例に基づく指定数量未満の危険物製造所等について、次の措置を講じる。
 - ア. 条例に規程する基準の維持
 - イ. 査察の実施
 - ウ. 自主保安体制の確立
 - エ. 特殊火災発生の場合における通報の徹底

2. 保安意識の高揚

- 1) 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的に実施する。
- 2) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を実施する等、消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

3. 保安指導

- 1) 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。
- 2) 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- 3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。
- 4) 危険物の保安管理指導

県及び市は、製造所等の設置者または危険物取扱者等に対する研修会、講習会、協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、または取扱う事業所については、予防規程の作成を通じ

て必要な指導を行う。

- ア. 小量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- イ. 危険物（小量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ. 休止、廃止の届出の励行
- エ. 製造所保安管理体制の確立
- オ. 危険物取扱者立会の励行
- カ. 危険物保安管理体制の確立

4. 自主保安体制の確立

1) 定期点検の励行推進

消防長が行う保安検査及び立入検査のほか、製造所等において、その施設・設備に関して不備箇所等を補修・改善し、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を完全に実施するよう指導する。

- 2) 自衛消防隊の組織化を推進し、隨時消防訓練を実施させてその消火活動の向上及び化学消防自動車の操作の習熟等、災害発生に即時に対応できるよう組織力を強化・充実させる。
- 3) 関係事業所は、緊急時の応急対策の実施に備え、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実を図る。また、備蓄（保有）資機材等は、隨時点検を行い、保管に万全を期する。

ア. オイルフェンス

イ. 中和剤

ウ. 吸着マット

エ. 水質汚濁防止のための資機材等

4) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導する。

- ア. 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）
- イ. 消防機関の立入検査の強化
- ウ. 現地指導による整備計画の推進
- エ. 誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

第2項 高圧ガス災害予防対策

《 計画目標 》

高圧ガスは、その取扱を誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害を招く危険性がある。このため、法令に基づく規制（高圧ガス取締法等）、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制については関係機関からの要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努めるものとする。

1. 規制

- 1) 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

- 2) 高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保にある。
- ア. 各事業者は、「高圧ガス取締法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに保安の確保を行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図る。
 - イ. 多事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行いうよう指導する。

2. 自主保安体制の確立

- 1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。

関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また、液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。

- 2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。

- 3) 液化石油ガス消費者保安対策

地震による災害を防止し・軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、復旧体制を予め整備し、有効に機能させる必要があり、行政当局、管理保安団体により、次のことに取り組む。

- ア. 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配付、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。

- イ. 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。

- ウ. 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上策に基づいて、必要な設備の整備を促進する。

- エ. 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。

3. 保安意識の高揚

- 1) 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- 2) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を実施する。
- 3) 危害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等関係者の危害予防思想の啓発を図る。

4. 保安

- 1) 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、隨時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の要請を行う。
- 2) 販売、消費事業所に対し、巡回等により、保安の確保を図る。
- 3) 国の定める高压ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を要請する。

第3項 火薬類災害予防対策

《計画目標》

本市における火薬類取扱い施設は存在しないが、土木・建築事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、以下のような周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努めるものとする。

1. 火薬類の保安対策

1) 火薬類製造所等の維持管理の指導

- ア. 火薬類取締法に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、若しくは製造しているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
- イ. 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
- ウ. 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行いうよう指導する。
- エ. 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

第4項 毒物劇物災害予防対策

《計画目標》

本市における毒物劇物取扱施設は存在しないが、毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階においての規制、指導、災害予防対策については、以下のような周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努めるものとする。

1. 規制

- 1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対する施設等の登録基準への適合
- 2) 営業者等に対し立入検査、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備
- 3) 毒劇物の漏出等により市民の生命及び保健衛生に危害を生じるおそれがあるときの災害防止のため応急措置

2. 保安意識の高揚

- 1) 毒物及び劇物取締法の周知徹底
- 2) 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底

3. 保安指導

- 1) シアン化合物、酸類等の大量使用に対する重点的な指導
- 2) 教育施設、研究所等の実験室、検査用毒劇物についての保管場所、漏洩による危険防止の指導

4. 自主保安体制の確立

- 1) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立
- 2) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導

第5項 輸送対策

《 計画目標 》

1. 危険物輸送対策

- 1) 容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。
- 2) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、予防査察を行う。
- 3) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締りを実施する。
- 4) 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

2. 消火薬剤の緊急輸送対策

- 1) 特殊火災における隣接市町との消防相互応援体制の強化を図る。
- 2) 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

- 第1節 自主防災組織整備計画
- 第2節 訓練計画
- 第3節 防災教育
- 第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画
- 第5節 要配慮者の安全対策計画
- 第6節 観光防災計画
- 第7節 帰宅困難者の安全確保
- 第8節 市民運動の展開

第1節 自主防災組織整備計画

《 基本方針 》

本市では、安全で快適なまちづくりのための施策が推進されているが、地域全体を安全にするためには関係機関の防災活動だけでなく、地域住民の参加が重要である。また、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害の未然防止や、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく住民相互の連帯感の育成にもつながるものである。そのため、「災害に強いまちづくり」をめざして自主防災組織の育成を図るものとする。

〈関係法令〉 自主防災組織の基本方針

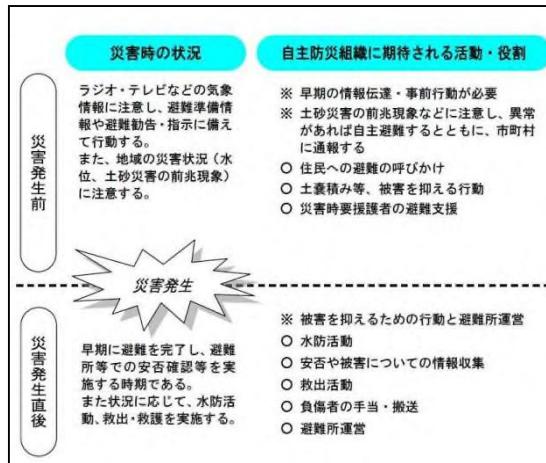
災害対策基本法 第5条第2項

2.市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に發揮するように努めなければならない。

1. 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）



2. 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織の数は平成29年4月1日時点で3,586組織、組織率は96.1%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成27年度実績で52.4%となっており、未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている。

3. 自主防災組織の果たす役割と活動

1) 行政と地域住民との架け橋

大分県では、平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難勧告・避難指示（最大時：約5千2百世帯）を発令する際には、自治委員等からの情報に基づき、判断せざるを得ない事態が生じた。

今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、指定避難場所や指定避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

3) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るために組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

4) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署及び行政機関と連携・協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

5) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市民生部局や市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼

し、要配慮者に配慮した避難方法や指定避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

6) 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4. 県の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を市町村と連携して推進する。

1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の継続実施（女性防災士養成の推進）
- ・防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

2) 自主防災組織における防災啓発の促進

- ・防災アドバイザー派遣の実施
- ・地震体験車の活用

3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援

- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- ・避難・救助活動用具購入への支援

4) 市町村との連携強化

- ・自主防災組織活動促進会議の開催

5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

- ・避難行動要支援者名簿の事前提供に係る同意の取得等に対する支援

5. 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要

である。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の「屋内安全確保」を講ずることも留意すること。

6. 指定避難場所及び指定避難所

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受け入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

7. 地区防災計画

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第1項 自主防災組織育成計画

《 計画目標 》

1. 組織

自主防災組織は、次のものとする。

1) 地域の防災

地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

2) 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置するもの。

3) 公共的団体等の防災組織

アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

4) 自主防災組織の結成促進

以下の要領で自主防災組織の結成を促進する。

ア. 自主防災組織の結成、規約・計画の作成

a. 結成単位

自治会、班等の自治会活動の一環に防災活動を取り入れる。

b. 自主防災組織の規約

規約を作成し、自主防災組織の目的、事業内容、役員の選任と任務、会議の開催、防災計画の作成等を必要に応じて定める。

c. 防災計画の作成

編成と任務分担、予想される災害及び危険箇所、避難路、指定避難場所、指定避難所等を必要に応じて定める。

イ. 指導機関等

a. 市：自治会等への呼びかけ

b. 消防本部：自治会等の具体的な指導

c. 防災士：自主防災組織内での中心的役割

2. 地域自主防災組織の育成計画

地域自主防災組織の結成・育成に際しては、以下の基本方針のもとに指導・助言等を行う。

- 1) 当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、まず代表的な地区を選定して組織化を図り、本市に適した組織・活動方法のモデルを作成する。
- 2) 次いで、そのモデルを参考にしつつ、その他の地区での組織化を逐次図っていく。
- 3) 自主防災組織を結成する方法としては以下の3タイプがあるが、どの方法を採用するかは地域特性を考慮して決定する。

重複型 : 自治会役員が自主防災組織の役割も兼務する。

下部組織型:自治会の中の一つの組織として、独自の役員をもつ自主防災活動部門をつくる。

別組織型 : 自治会が中心になって、自治会とは全く別個に自主防災組織をつくる。

3. 事業所の自主防災体制の充実

1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア. 防災訓練、消火設備等の維持管理
- イ. 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ. 防災要員の配備
- エ. 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

2) 災害時の企業に果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定を促す。

4. 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

1) 平常時

- ア. 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- イ. 情報収集・伝達、初期消火及び避難並びに救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ. 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- エ. 地域の災害危険箇所、避難路、指定避難場所、指定避難所等の自主的点検

2) 発災時

- ア. 初期消火の実施
- イ. 警戒活動
- ウ. 情報の収集・伝達
- エ. 救出・救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施・誘導
- カ. 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

5. 市の措置

1) 自主防災組織の育成・強化の促進

市は、市内 150 自治区全てに自主防災組織を結成することを推進する。

また、全ての自主防災組織に防災リーダー又は、防災士が配置されるよう推進する。

2) 防災図上訓練及びリーダーの育成

地域の地図を使い、災害が発生した場合を想定して、地域の活動や対応等を参加者同士で議論し、考えていく訓練災害図上訓練(D I G=Disaster Imagination Game)を実施する。

自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに住民が自主防災組織単位の防災訓練を重ねられるよう、市は支援を行うとともに、地域の防災の担い手となるリーダーを育成する。

3) 防災拠点施設の整備

平常時は、自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点施設の整備を検討し、消火、救助、救護のための資機材の確保に努める。

4) 災害に関する情報の伝達、協力要請等

市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動等について必要な措置を講じる。

5) 多様な組織づくり

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治委員等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

ア. 構成

- a. 区域ごとに住民をもって組織し、1名ないし2名の責任者を置く。
- b. 区域が広範囲にわたる場合は、区域を数地区に分け、地区毎に班長を置き情報の収集、伝達等にあたらせる。
- c. 責任者については、その氏名、職名、連絡先等を区域の住民に周知する。

イ. 活動

自主防災組織の主要な活動は、次のとおりとする。

- a. 災害に関する予報・警報の伝達及び地区の情報の収集、伝達
- b. 避難の勧告、指示の伝達及び地区の情報の収集、伝達
- c. 簡易雨量計による雨量の観測

6) 避難所運営訓練の実施

市は県との共同により、円滑に避難所を開設・運営できるよう、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

第2節 訓練計画

《 基本方針 》

災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ・防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- ・図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- ・地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- ・訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1. 訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練(水防法第32条の2第1項の水防訓練を含む)とする。

2. 実働訓練の実施

実働訓練は、風水害、火災及び大規模林野火災を想定したもので、特別の事情がないかぎり毎年実施する。

第1項 総合防災訓練

《 計画目標 》

市は、県が主催する総合防災訓練に参加し、災害時の防災体制の確立に万全を期する。大規模災害を想定し、自衛隊をはじめ防災関係機関及び市民の協力を得て、情報の収集・伝達、市災害対策本部設置、被災地調査、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- 1)風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- 2)防災気象情報の収集・伝達に関する訓練
- 3)交通規制、事前避難に関する訓練

4) 災害対策本部等の運営に関する訓練

5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練

6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めること。

第2項 図上訓練の実施

《 計画目標 》

市または県は概ね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合的な総合防災訓練を補完するとともに、より実際的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施する。

1. 実施場所

市内で災害の発生が予想される場所または訓練の実施について最も効果的な場所とする。

2. 実施時期

訓練は台風期の前または火災多発期の前等、最も訓練効果のある時期に実施する。

3. 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

4. 実施要領

訓練は討論方式によるものとし、災害の発生が予想される個々の現場について、図面または模型等を使用して実施する。

第3項 単独訓練の実施

《 計画目標 》

市及びその他の防災機関は概ね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、単独訓練を実施する。

1. 実施時期

訓練は個々の防災機関ごとに実動、図上または机上のいずれか、またはこれらを併用して実施する。

2. 実施項目

- 1) 災害対策関係職員の非常招集
- 2) 災害対策本部等の設置
- 3) 災害情報の収集伝達
- 4) 職員の災害現場への緊急出動

- 5)緊急避難措置
- 6)搜索救出活動
- 7)救助活動
- 8)応急復旧活動
- 9)庁舎等の防災活動
- 10)その他

第4項 各種防災訓練例

訓練名		内容
図上訓練	地区実態把握のための訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難勧告が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す 10~20 戸程度を 1 班とする) の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が住居区ごとに班(1 班 20 名程度) を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等) や、これらの災害(土砂崩れ、倒木) が発生し通学路が遮断された場合の指定緊急避難(待機) 場所(できる限り複数) 等について地図を使って検討する図上訓練。</p> <p>(検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。)</p>
	情報収集・集約訓練	<p>進行管理者(コントローラー) が断片的な被災情報を訓練参加者(プレーヤー) に付与し、これを受けたプレーヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレーヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレーイング方式での訓練。</p>
	孤立可能性地域の想定訓練	<p>浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。(図上演習)</p> <p>具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、D M A Tへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場</p>

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第2節 訓練計画

訓練名		内容
		<p>所・物資投下拠点及び避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。</p>
実 働 訓 練	資機材取扱い訓練	<p>道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署(団)の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢(袋詰め、土嚢積み)、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。</p>
	集団避難訓練	<p>上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。</p> <p>実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。</p>
	福祉施設相互の避難(受入れ)訓練	<p>災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難(受入れ)訓練。</p> <p>実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。</p>
	ヘリコプター運用による救出訓練	<p>土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。</p>

第3節 防災教育

(文教対策班・環境対策班・消防班)

1. 目標

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災で津波に遭われた方（いわき市久之浜町）から次のお話を伺った。

「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話を聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えしていくことが、次の世代を守る要となる。

2. 学校等における防災教育

1) 基本方針

- ア. 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- イ. ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ウ. 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や災害時対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア. 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようになる。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようになる。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようになる。

イ. 小学生

a. 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようになる。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようになる。

b. 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようになるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

c. 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようになる。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようになる。さらに、簡単な応急手当ができるようになる。

ウ. 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようになる。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようになる。

エ. 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようになる。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようになる。

オ. 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようになる。

3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようになる。

ア. 大分県における災害の歴史

- イ. 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ. 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- エ. 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- オ. 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- カ. 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- キ. 災害時における心のケア

4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、文部科学省の通達に基づき安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対

応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3. 地域等における防災教育

1) 基本方針

- ア. 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- イ. 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。
- ウ. 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

2) 一般市民に対する防災教育

市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- ア. 災害に関する知識
- イ. 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ウ. 正確な情報入手の方法
- エ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- オ. 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流に関する知識
- カ. 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容
- キ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

4) 自主防災組織に対する防災教育

講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心とな

り自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

5) 防災上重要な施設における防災教育

危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

6) 各種団体等に対する防災教育

少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、日本赤十字社大分県支部は、市や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

- ア. 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
- イ. 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
- ウ. 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

7) 防災対策要員（職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

- ア. 災害に関する知識
- イ. 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ. 職員等が果たすべき役割
- エ. 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ. 今後防災対策として取り組む必要のある課題

8) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわ

かりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

4. 防災に関する調査研究計画

《 計画目標 》

災害を未然に防ぐとともに、より効果的な災害予防及び応急対策等を実施するため、以下のような調査研究を行う。

1) 防災パトロールの実施

関係機関と協力して災害時に危険が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を検討する。

2) 協議会等の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が懸念される箇所の応急対策を具体化するために協議会等を開催する。

3) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい情報等を収集する。

●参考資料編 資料 風予-3-3-1 「防災教育の時期と設備」

5. 愛護動物保護対策

災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止や、避難所における愛護動物同伴者への対処方法等、様々な課題に対応するため、愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係団体との協力体制を構築するものである。

1) 被災地域における愛護動物の保護

被災地域においては、飼い主不明や負傷の愛護動物が多く発生することが予想され、迅速な対応が求められる。そのため市は平常時より、県、大分獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等との協力体制を確立し、災害時には放浪状態または負傷の状態にある動物の保護を行うものとする。

また、災害時には被災地域において負傷、若しくは飼い主不明等により、被災地域に残された愛護動物の情報収集に努め、保護が必要な愛護動物については、収容施設等に協力を依頼し保護する必要がある。そのため市は、平常時より情報収集体制や収容可能な施設について把握しておく。

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画

(消防班・文教対策班・救援班)

《 計画目標 》

1. 消防団の育成・強化

1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2) 消防団の育成・強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア. 消防団員の能力活用

消防団員の知能・技能等は・地域社会にとって有用なものであることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを進める。

イ. 消防団への入団促進

消防団への若者の入団者が減少の傾向にあることから、若年層の消防団員確保に向けたハイスクール消防クラブや大学生消防応援隊の結成・活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への入団を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

ウ. 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

また、初期消火活動を行う地域のボランティア組織「消防団応援隊」の結成を推進する。

2. 水防団・水防協力団体の育成・強化

水防団とは、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第5条の規定により設置される水防に関する防災組織をいう。水防協力団体とは、同法第36条に規定される団体で、水防団または消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動等に協力する。

市は、防災エキスパート等を活用した水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を実施し、水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画

第5節 要配慮者の安全対策計画

3. ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、県・市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「おおいたボランティア・NPOセンター」及び「大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会」などと連携し、平常時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せてボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営業務をおこなうスタッフを育成するために、由布市社会福祉協議会職員や市職員等を対象に研修を実施する。

第5節 要配慮者の安全対策計画

(救援班・医療救護班)

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を來す人も「要配慮者」に含まれる。

1. 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

2. 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）

・妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによつて実施する。

第1項 地域における要配慮者対策

《 計画目標 》

1. 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

- 1) 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- 2) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- 3) 市は、避難支援等に関わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- 4) 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

●参考資料編 資料 風予-3-5-1-1「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別支援計画）」

2. 避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

3. 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、避難所での集団生活に支障をきたす避難行動要支援者とその家族に対しては、多様な避難所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所総合マニュアル（仮称）」の作成やマニュアルも活用した市職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。

【福祉避難所について】

1) 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2) 福祉避難所への入所対象者の把握

市は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

4. 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

5. 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

6. 「緊急医療情報キット」の配布

要配慮者などが、病気や災害時に迅速に救急活動を受けられる態勢を整備しておくことにより、安心して住み慣れた地域で生活を送り続けることができるよう、また、地域の中で見守りが必要な人たちをしっかりとサポートできるような態勢を整え、地域内の人と人とのつながり

りをいっそう緊密なものにし、やしさと助け合いの福祉社会の創造を推進していくことを目的とし、緊急医療情報キットを配布する。

1) 『緊急医療情報キット』の内容

氏名や緊急の連絡先、かかりつけの医療機関などの情報を書いたカードを、500ml のペットボトル程度の大きさのプラスチック製の容器に入れ、自宅の冷蔵庫の中に保管しておくもの。

また、出かけた先での万が一に備えて、同じ情報を記載した保険証（名刺）サイズのカードも配布する。

2) 『緊急医療情報キット』の配布物

ア. 要支援者ネットワーク台帳・避難支援プラン・防災カード

(A4 サイズ。容器に入れ、冷蔵庫で保管)

イ. プラスチック製の容器

(筒状。ア.の台帳やカードなどを入れ、冷蔵庫で保管)

ウ. 玄関用ステッカー

(玄関の内側に貼り、この家にキットがあることを救急隊に知らせるもの)

エ. 冷蔵庫用マグネット

(冷蔵庫のドアに貼り、この中にキットがあることを救急隊に知らせるもの)

オ. 携帯用カード

(保険証サイズ。外出時持ち歩けるよう財布や保険証のケースなどで保管)

7. 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

市は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

8. 在宅高齢者、障がい者及び家族に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接するとのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

また、市は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

第2項 社会福祉施設、病院等の対策

《 計画目標 》

1. 組織体制の整備

1) 組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の

整備を充実するよう要請する。

2) 社会福祉施設、病院等の体制

社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2. 防災設備等の整備

1) 防災設備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備を促進するよう要請する。

2) 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

また、災害発生に備え要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

3) 物資・資機材等の整備

市は、災害発生初期の食料・飲料水等については市民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を推進する。

3. 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

1) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の推進

水防法第15条の3第1項の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成する利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成を推進する。

●参考資料編 資料 風予-3-5-2-1 「土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧」

●参考資料編 資料 風予-3-5-2-2 「河川浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」

2)緊急避難場所等

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

3)高齢者、障がい者を考慮した指定避難所の整備

市は、指定避難所に重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じ、また、指定避難所での生活に耐えることができない要配慮者のために、障がい者等に配慮した整備を有する施設等を福祉避難所として確保しておく。

4)地域福祉拠点

総合福祉センター等の施設を有効に活用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努め、高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応した保健・医療・福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。

5)地域保健医療の充実

保健、医療、福祉の連携を基盤として、保健所の専門的、技術的機能強化及び保健センター設置についての検討等の地域保健医療の充実に努める。

第3項 要配慮者対策における救援部の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、罹災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

1. 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
2. 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
3. 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
4. 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

第4項 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

第5項 市内で生活する外国人の安全確保対策

《計画目標》

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るために、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。

第6節 観光防災計画

(環境対策班)

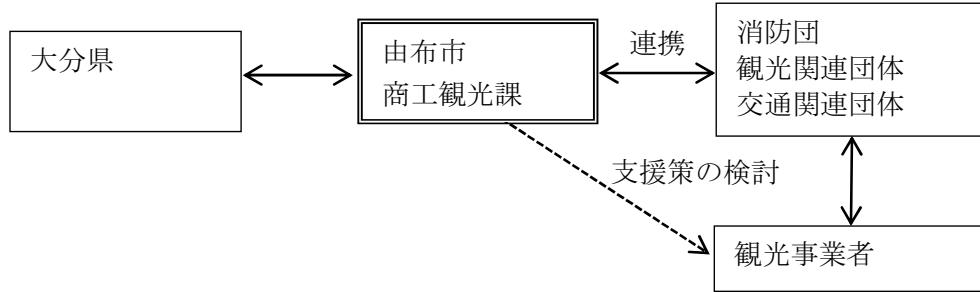
本市の主要産業である観光産業は、地域経済の活性化や雇用の創出、消費・滞在による観光収入等への波及効果など、直接的、間接的に地域経済に大きく貢献する極めて重要な産業である。

そのため、観光産業に負の影響を与える災害に対して、迅速かつ確実に実施できる体制を整備するとともに、被害軽減のための事前対策を実施する必要がある。

第1項 体制の整備

平常時において観光客と接しているのは「観光事業者」であり、災害時においても観光事業者が観光客の避難誘導等の対応をせざるを得ない状況となる。そのため、市は、観光事業者が持つ災害時における不安や要望等を把握するとともに、課題解決への支援策について検討する。そのため、平常時からまちづくり観光局、由布市観光協会等の観光関連団体と定期的に情報交換を行い、災害時における連絡体制を整備しておく。

<連携体制>



第2項 観光事業者災害対応マニュアルの普及啓発

市は、平成29年3月に「由布市観光事業者災害対応マニュアル」を作成し、観光事業者の平常時における対策や災害時における対応事項についてとりまとめた。本マニュアルの普及啓発を図るとともに、定期的な観光事業者等との情報交換や訓練等を通じて、マニュアルの更新作業を行うものとする。

第3項 防災知識の普及、訓練の実施

1. セミナー等の開催

市は旅館・ホテル等の観光事業者に対し、由布市観光事業者災害対応マニュアルを利用して、事前対策や災害時の対応についての説明会やセミナー等の開催を行う。

2. 訓練の実施

市は、まちづくり観光局等の観光関連団体と連携し、定期的にまちぐるみの防災訓練を実施する。防災訓練には、旅館・ホテル等の観光事業者を始め、観光客を巻き込んだ訓練の実施について検討する。

また、旅館・ホテル等の観光事業者は、各施設において、外国人を含む観光客の避難を想定した訓練の実施に努める。

第4項 観光客への支援対策

1. 市の対策

1) 情報提供体制

市は、多言語又はやさしい日本語による広報、SNS の利用等により、日本語が理解できない者に配慮した情報伝達体制の整備に努める。また、語学ボランティアの登録に努めるものとする。

2) 避難誘導対策

避難所・避難路の標識について、多言語、ピクトグラム等を付記するなど、外国人を含む旅行者等にも容易に判別できる標示とする。

3) 一時滞在施設の確保

市は、観光客数に応じた一時滞在施設の確保を行うものとする。不足する場合は、旅館・ホテルとの協定締結により避難者の受入れ施設を確保するなど、一時滞在施設の確保を検討する。

4) 帰宅支援対策

災害時に旅行客の早期帰宅を図るために、迅速な公共交通機関の運行状況の把握や、運行している主要駅や空港等へ避難者の輸送等を行うことが必要である。そのため、平常時からバス・タクシー等との協定の締結について検討する。

5) 県との連携

市は、これらの旅行者対策について適宜県と協議しながら進めるとともに、対策の実施状況について県へ報告を行うものとする。

2. 観光事業者の対策

1) 備蓄の促進

旅館・ホテル等の観光事業者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておく等宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料、飲料水の備蓄を行うものとする。

2) 避難誘導対策

災害時における外国人等を含む観光客の安全確保を図るため、災害時の行動や、情報収集先等を多言語で明記した「災害発生時のしおり（由布市観光事業者災害対応マニュアル参照）」を観光客に配布し、周知を図るものとする。

3) 事前対策、事業継続計画の作成

各事業者は、災害時における観光客等の安全確保及び各施設の被害軽減を図るため、各施設等の耐震化対策を促進する。また、事業継続計画を作成し、被災した場合においても、早期に事業復旧を図ることのできるよう努めるものとする。

第7節 帰宅困難者の安全確保

（環境対策班・庶務班）

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

第1項 宿泊場所の確保

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

第2項 市民、事業所・学校等への啓発

1. 市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒步帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

2. 事業所への要請

市は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、県及び市は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第8節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

第1項 自助の推進

1. 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
2. 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生する恐れのある危険個所、指定避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
3. 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
4. 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄（ローリングストック）するよう努める。

※ローリングストックとは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段から少し多めに食料を購入し、使った分だけ買い足し食料を循環させることで常に一定の食料を備蓄する方法

第2項 共助の推進

1. 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
2. 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
3. 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策 のための事前措置計画

- 第1節 初動体制の確立
- 第2節 防災活動体制の整備計画
- 第3節 気象等観測体制整備計画
- 第4節 情報通信施設等整備計画
- 第5節 広域応援体制整備計画
- 第6節 避難所等整備計画
- 第7節 防災調査研究の推進に関する計画
- 第8節 災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画

第1節 初動体制の確立

《 基本方針 》

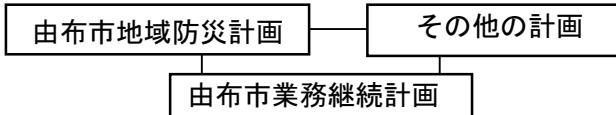
災害の発生のおそれがある場合、また災害発生時における市の危機管理能力の向上を図るため、職員の初動対応及び市災害対策本部機能及び体制の充実を推進する。

第1項 業務継続計画（B C P）の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（B C P（Business Continuity Plan））を策定する。

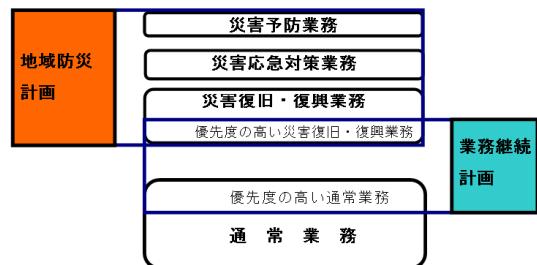
この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画や他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



第2項 動員配備体制の充実

《 計画目標 》

1. 職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
 - ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
 - ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施
- また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

2) 災害対策職員用携帯電話等の拡充

大規模災害の場合、いち早く災害対策本部長等との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るためにには、本部長をはじめ、防災安全課等の主要部局の職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり順次それを拡充していく。

3) 24時間体制の整備

災害は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が確保できる体制について検討する。

4) 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に發揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄に努める。

2. 市防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。
3. 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、事前に検討しておく。

第3項 防災会議・災害対策本部の運用計画

災害対策基本法第16条第5項の規定及び由布市防災会議条例（条例第15号 H.17.10.1）に基づき市長を会長として設置し、由布市防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

《 計画目標 》

1. 市防災会議組織

市防災会議は、会長及び委員で組織する。

1)会長：由布市長をもって充てる。

2)委員：

ア. 委員は、以下の各号に掲げる者をもって充てる。（以下、防災会議条例各号のとおり。）

ア. 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ. 大分県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ. 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ. 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ. 教育長

カ. 消防長及び消防団長

キ. 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク. 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

ケ. 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の内から市長が任命する者

コ. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者

3)第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、6人、3人、1人、3人及び3人とする。

4)第7号、9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5)所掌事務

ア. 市地域防災計画を作成及びその実施の推進

イ. 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ. 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

エ. 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務務

6)専門委員

防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員、指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

●参考資料編 資料 風予-4-1-3-1 「由布市防災会議条例」

2. 市災害対策本部の組織計画

市災害対策本部は、由布市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に由布市長がこれを設置する。市災害対策本部は本部長、副本部長のもとに部長を、そのもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

第2節 防災活動体制の整備計画

《 基本方針 》

災害は予期しないときに発生するものであり、その災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備の使用を含め、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応した各種体制の確立に努めるものとする。

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

《 計画目標 》

1. 防災拠点の整備

それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備推進に努める。また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

第2項 医療救護体制の整備

《 計画目標 》

災害時における医療救護体制の整備について関係機関と協力して、その対策を講じていく。

1. 拠点となる病院施設整備

- 1) 情報収集、医療活動等に必要な通信の整備を図る。
- 2) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能維持のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄等の確保を検討する。

2. 通信整備

- 1) 情報収集・連絡体制整備のため、救急医療情報システム等の整備強化に努める。
- 2) 救急情報ネットワークの整備を図る。

3. 研修・訓練

- 1) 大規模災害時の指揮連絡系統マニュアルの整備を図るとともに、市防災訓練において実践訓練を実施する。
- 2) 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会に参加する。

4. 医療機関の災害対策

- 1) 災害時の救護医療への対応を関係機関に要請する。
- 2) 近隣の高次医療機関との連携を進め広域医療体制の強化を図る。
- 3) 各病院での災害応急マニュアルの作成促進を図るとともに、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策の整備推進を要請する。

第3項 緊急輸送体制の整備

1. 緊急輸送道路

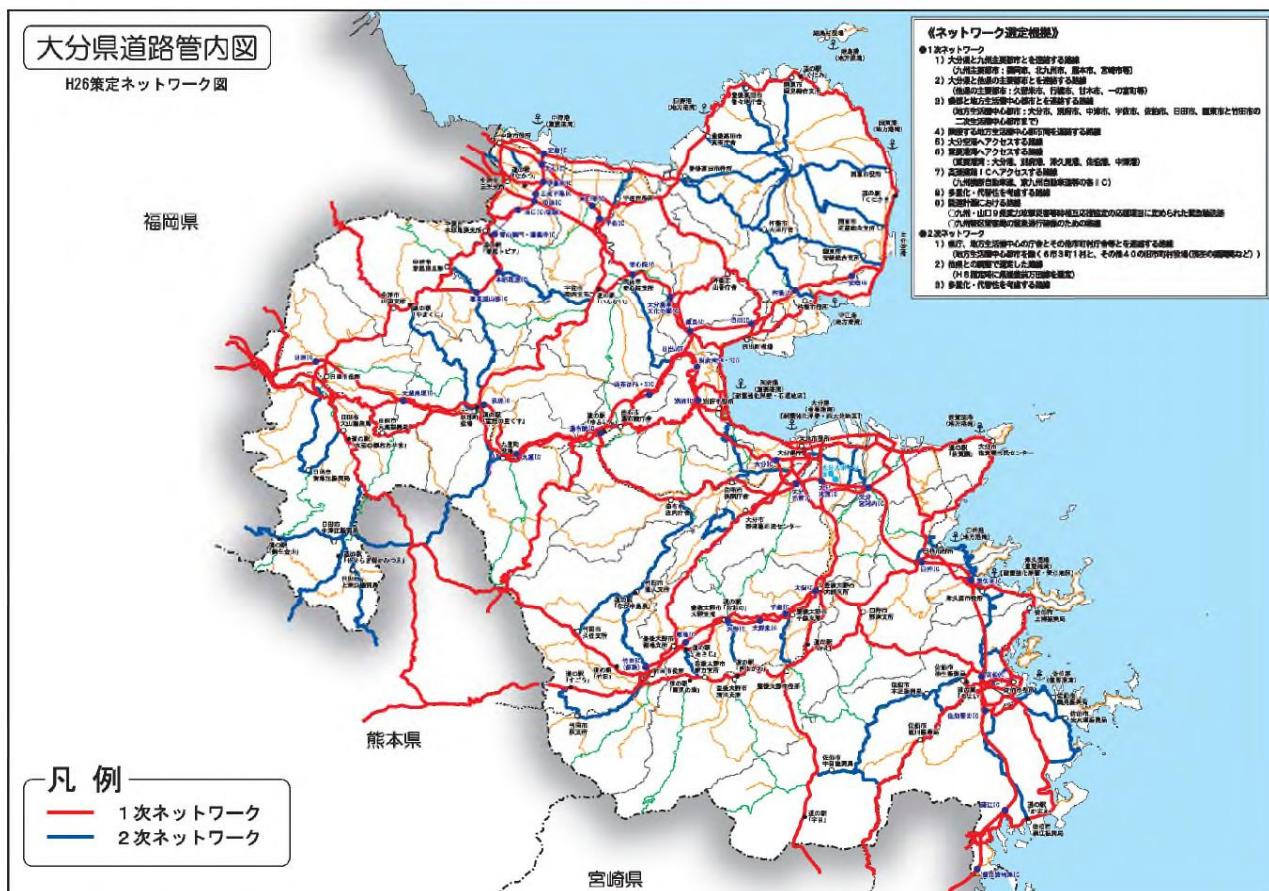
本市で選定されている緊急輸送道路は、以下の通りであり、これらの道路整備に協力していく。

《由布市に該当する緊急輸送道路一覧》

NO	選定	路線名	区間	備考
1	1次	九州横断自動車道 (大分自動車道)	福岡県境～大分米良 IC	
2	〃	国道210号	福岡県境～大分市R10	
3	〃	県道別府一の宮線	別府市R500～熊本県境	
4	〃	県道別府湯布院線	別府一の宮線～湯布院町R210	
5	〃	県道塚原天間線	鳥越湯布院線～別府市R500	
6	〃	県道鳥越湯布院線	塚原天間線～別府湯布院線	
7	2次	県道庄内久住線	庄内R210～久住町R442	
8	〃	県道別府挾間線	別府市R10～市道向原別府線	
9	〃	県道大分挾間線	大分市R442～迫間町R210	
10	〃	県道小挾間大分線	挾間町向原別府線～挾間町医大西線	
11	〃	市道向原別府線	挾間町～湯布院町	
12	〃	市道医大西線	挾間町～湯布院町	

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

第2節 防災活動体制の整備計画



《大分県道路管内図》

2. 災害時用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。また輸送を効率的に行うため、緊急交通網との接続を考慮する。

- 参考資料編 資料 風予-4-2-3-1 「ヘリポート選定条件」
- 参考資料編 資料 風予-4-2-3-2 「ヘリポート整備状況」

3. ヘリポートの選定（県に準拠）

- 1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）。
- 2) 地面斜度6度以内のこと。
- 3) 概ね100m以上×150m以上の広さで、無障害地帯であること。
- 4) 車両等の進入路があること。
- 5) 図の障害物境界線より上に障害物がないこと。
- 6) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能であること。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。
- 7) 医療施設等の位置を考慮し、患者等の搬送体制が円滑に行える場所であること。

4. 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- 1) ヘリポート番号
- 2) 所在地及び名称
- 3) 施設等の管理者及び電話番号
- 4) 発着場面積
- 5) 付近の障害物等の状況
- 6) 離着陸可能な機種

5. ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

第4項 広報体制の整備

《 計画目標 》

被災地での流言飛語や2次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

1. プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、県へ依頼を行い、情報を迅速・的確な発信するため、プレスルームを設置する。

2. 災害時における報道機関との協力体制構築

災害時に県からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

3. インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市役所ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

- 1) 市役所ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- 2) 県民安全・安心メールの登録を促進する。
- 3) 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- 4) ツイッター、フェイスブック等ソーシャルネットメディア、由布市公式アプリ「ゆふポ」の利用を促進する。

4. 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

市内在住の特殊技能所有者調べを行う。

5. 初動医療体制の確立

初動時期における関係機関と各医療機関相互の連携並びに早期に応急医療体制を立ち上げる体制の確立を図る。また、トリアージ（負傷者選別）の基準を設定したうえで、実践的な訓練の実施に努める。

6. 県の医薬品・医療用資機材の確保体制

医薬品・医療用資機材は災害発生時極めて緊急度が高いが、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、県は大分県医薬品卸業協会との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を、大分県医療機器協会との間に「災害時における医療用具等の供給等に関する協定」を、日本産業・医療ガス協会九州地域本部との間に「災害時における医療ガス等の供給等に関する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達するとともに、初動医療救護（被災後48時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを公益社団法人大分県薬剤師会（大分市）並びに中津市、佐伯市の基幹薬局（中津市、佐伯市）に各々1セット、計3セット（3,000人分）を備蓄する。

市は、県及びこれら関係機関と連携した医薬品等の調達、医療救護体制の確立を目指す。

第3節 気象等観測体制整備計画

《基本方針》

土砂災害や浸水害は、住家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、毎年梅雨期や台風期には注意が必要である。これらは集中豪雨等によって引き起こされる。その意味では降水量のデータが非常に重要となる。

そのため、市は気象に関する自然災害防止を図るため、大分地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための組織体制、観測体制の充実に努めるものとする。

第1項 気象等観測体制の整備

《計画目標》

1. 気象観測施設及び設備の整備

各種気象観測機器は、積極的に老朽機器の更新はもちろん、各種気象観測機器（気象庁の検定または経済産業省の比較検査の合格品）の整備充実に努める。

2. 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ周知できるよう、防災情報の収集・伝達体制の整備、予報・警報等を的確に伝達するための組織体制や避難計画に活用するための組織体制の確立を目指す。

3. 観測情報の通報・連絡体制及び警戒・避難体制等の整備

大分地方気象台をはじめ火山活動の異常を覚知した場合、適切に県や関係機関に通報・連絡できるよう通信機器等の整備に努めるとともに、火山噴火活動に備えた警戒・避難体制等を確立しておく。

第4節 情報通信施設等整備計画

《 基本方針 》

災害の発生時において、被害の状況や対応措置を迅速、的確に把握し、通報することが重要であるため、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備を図る。

第1項 無線通信施設の整備

《 計画目標 》

本市の防災に關係した独自の通信施設・設備は、防災行政無線設備、その他の情報伝達方法の拡充を検討する。

1. 防災情報告知システム

1) 防災ラジオ

防災ラジオとは、「災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため市において設置する通信設備」をいう。市は、防災ラジオの使用方法について平常時から啓発するものとする。

2) 防災行政無線

防災行政無線とは、合併以前より運用している「防災行政無線通信設備」をいう。

2. 消防無線

消防無線とは、「消防本部が他市町及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備」をいい、下記によりその整備を推進する。

1) 消防本部と相互に通信することができる市内共通波の整備、充実を図る。

2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

3. 大分県防災・行政情報通信施設

防災・行政情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。

1) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。

2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。

3) 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

第2項 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ・公共情報コモンズ、市役所ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- ・県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ・ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。
- ・民間通信事業者との災害時の協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) 公共情報コモンズ

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

第3項 防災相互通信用無線の整備

《 計画目標 》

防災相互通信用無線局は、災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定公共機関（地方機関を含む。）、地方公共団体及び地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体）が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあっては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会または地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備の検討を行う。

1. 整備項目

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して推進する。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を検討する。

第4項 各種防災情報システムの整備

《 計画目標 》

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

1. 整備項目

1) 防災情報システムの検討

災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を図る。

2) 資機材の整備

防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備を検討する。

3) 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システムや衛星通信ネットワーク、災害対応総合情報ネットワーク等の機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を推進する。

4) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

ア. 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ. 罹災証明情報（建物の罹災程度等）

ウ. 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

5) 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するためには、平素から通信機器等に使い慣れることはもとより、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、情報の取捨選択等判断能力の向上を図る必要がある。

今後、本庁舎と学校施設（収容避難所）をはじめとする公共施設を結ぶオンラインシステムの整備等情報ネットワークシステムに対応した全庁的な管理、運用体制作りを検討するとともに各職員への周知・徹底を図る。

6) 広報、広聴体制の確立

災害時に市民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、市民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

第5節 広域応援体制整備計画

(庶務班・消防班)

《 基本方針 》

大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておくものとする。

第1項 県、市と自衛隊との連携体制の整備

《 計画目標 》

市は、県及び自衛隊と大規模災害における協議会や防災訓練の実施等を通じ、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ県及び自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第2項 市町村間の相互協力体制の整備

《 計画目標 》

- これまでの災害の教訓を踏まえると、今後は、災害応急対策全般の市町村間相互応援を確実に行える体制を強化する必要がある。このため平素から、締結している消防相互応援や県内市町村相互間の応援協定など災害時における相互応援協定に関する体制整備を推進する。
- 本市では、大規模な災害が発生した場合に備え、その被害を最小限に防止するため、以下の相互応援協定等を締結している。

《 防災に関する協定等一覧 》

協定等名称	応援の内容
大分県常備消防相互応援協定	消防相互応援（昭和51年3月31日締結）
非常備消防相互応援協定	消防相互応援（別府市(H8.7.1)・安心院町(S41.2.21)・九重町(S41.2.15)・玖珠町(S41.2.1)締結）
大分県及び市町村相互間の災害等応援協定	必要な職員の派遣、食料・飲料水・生活必需品の提供、救護・医療・救助等に必要な資機材及び物資の提供、避難施設の提供等災害時全般の応援（平成10年5月18日締結）
由布市における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省所管における大規模な災害時の応援に関する協定書（平成23年6月24日）
由布市管内電力設備災害復旧に関する覚書	電力設備復旧（九州電力㈱大分配電事業所、別府配電事業所）（平成30年1月5日）

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

《 計画目標 》

1. 警察（大分南警察署）

警察は、警察災害派遣隊の運用に関し平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

2. 消防機関（消防本部）

消防機関は、「消防相互応援協定」による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3. ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- 1) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格または技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- 2) 日本赤十字社大分県支部や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。
- 3) 災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平常時に市や振興局、市社協等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「由布市災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。

第6節 避難所等整備計画

《 基本方針 》

関係機関と連携して災害から人命の安全を確保するため、避難所、避難路等の選定を行うとともに救助施設等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

避難所の設置にあたっては、なるべく被災地に近く集団を収容できるような建物とし、安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定する。但し、原則としては公民館及び教育施設や公園を主たる指定避難場所として選定することとし、また、教育施設は広域火災等大規模な避難が必要な場合の指定避難所としても使用する。

第1項 指定避難場所及び指定避難所整備計画

《 計画目標 》

1. 指定避難場所・指定避難所の選定

- 1) 土石流、崖崩れ、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。

- 2) 洪水氾濫等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。
- 3) 火災に対する避難圏域（避難地等に避難する市民の居住地域の範囲）
 - ア. 指定避難場所収容可能人口は、避難者1人あたりの必要面積をおおむね1m²以上として算定する。
 - イ. 火災に対する避難圏域の境界は、原則として自治区単位とするが、自治区区画が細分化されてないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
 - ウ. 指定避難場所・指定避難所収容可能人口が不足するため市民等が最短距離にある指定避難場所・指定避難所に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各地区から指定避難場所・指定避難所までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
 - エ. 火災に対する避難圏域は夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では指定避難場所・指定避難所収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

2. 指定避難場所・指定避難所の整備

1) 広域避難地

避難誘導を円滑に行うため避難地周辺に避難地標識の設置を検討するとともに、指定避難場所・指定避難所を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークの設置もあわせて検討する。

2) 避難緑地・施設緑地の整備

指定避難場所となる公園について、早期全面開設と防災施設の充実を図る。また、避難施設周辺は、防火樹等の植樹により、火災延焼拡大や輻射熱に対する防災空間の確保を目指す。

第2項 指定避難所・設備整備計画

《 計画目標 》

1. 施設・設備・機能の充実

既存の教育施設の設備等の充実とその有効活用に努め、地区公民館については公民館のあり方について総合的に検討し、地域住民のニーズを踏まえて施設、設備、機能の充実を図る。

2. 指定避難所の整備

市は、災害時の指定避難所を次により備えておく。

- 1) 指定避難所は、市立小・中学校及び地区公民館とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用する。
- 2) 指定避難所が近辺に無い地区については、指定避難所の新設を検討する。
- 3) 指定避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査する。
- 4) 指定避難所に適する施設がない区域については、応急施設、または天幕を設営する場所を選定しておくとともに避難場所になり得る一定規模以上のオープンスペースを選定しておく。

オ. 市域に適当な施設または場所がない場合は、県及び隣接市町と協議して指定避難所の予定施設、または場所を定める。

3. 指定避難所の新設や改良

災害危険地区内にある指定避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難施設等については、指定避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造や耐火建築物への変更）について検討する。

また、指定避難所一人あたりの必要所要面積は、原則として2m²以上とし、この基準により算定される収容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、指定避難所の新設や拡張等について検討する。

4. 指定避難所に必要な施設設備の整備

指定避難所に必要な施設設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立案し、逐次整備を検討する。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について事前に検討しておく。

- 1) 無線設備の整備
- 2) 調理場の調理機能の強化
- 3) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- 4) シャワー室、和室の整備
- 5) 学校プールの通年貯水（消火用）及び浄化施設の整備
- 6) 給水用・消火用井戸、貯水槽・備蓄倉庫の整備

5. 指定避難所誘導標識等の設置

地域住民が避難所へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難所誘導標識等の設置を検討する。

6. 救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備

指定避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備に努める。特に、照明設備等の設置を検討する。

7. 給水施設

指定避難所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- 1) 指定避難所内または周辺の浄水場、配水池の貯留水を利用するため必要な施設（ポンプ等）の整備が可能な場合は、これを考慮する。
- 2) 指定避難所内または周辺の公共施設の活用について、施設の管理者等と協議する。

8. 応急救護所等

指定避難所における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう指定避難所内部の整地、公共用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及

び放送施設の整備を推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

9. 危険区域における避難立退き先の指定

- 1) 洪水または地すべり等による危険が予想される区域を指定する。
- 2) 危険の予想される区域について、具体的に指定避難所及び避難経路を指定する。
- 3) 大規模な火災の際における住家の密集地域、市民等の避難所及び避難経路を指定する。

第3項 避難路整備計画

《 計画目標 》

洪水時及び急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流等の危険区域から市民全員が避難することができる安全な避難路を次の事項に留意して選定、整備し、市民に周知する。

1. 避難路の選定

指定避難場所・指定避難所へ避難するための避難路は、下記項目を参考に検討する。

- 1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避ける。
- 2) 車両通行可能な程度の広い道路で交通量が比較的少ないこと。
- 3) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- 4) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないとすること。
- 5) 指定避難場所・指定避難所の周辺では、できる限り進入避難路を多くとる。
- 6) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないとすること。
- 7) 防火水槽等の貯水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- 8) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 9) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

2. 避難路の整備

- 1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努める。
- 2) 避難路上の障害物件を除去する。

3. 避難路の安全確保

次により指定避難場所・指定避難所への誘導及び避難路の安全確保を図る。

1) 火災に対する安全性の強化

必要な箇所に防火水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

2) 主要道路における設備等の整備

主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備する。

3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設等の安全確保を要請する。

イ. 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水管等の取替え及び防護を検討する。

ウ. 電力施設（九州電力株式会社）

避難路の安全を確保するため、次の措置を講じるよう要請する。

a. 設備強化

- ・避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- ・電線の接触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- ・柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度のガス開閉器を使用する。

b. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

4) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに災害時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第7節 防災調査研究の推進に関する計画

《 基本方針 》

市及び防災関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。

第1項 防災調査研究の目的・内容

《 計画目標 》

由布市の災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国、県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、大規模な災害によって誘発が予想される危険箇所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、県民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

第2項 防災調査研究の実施体制

《 計画目標 》

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第8節 災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画

(物資受入・輸送班・土木対策班・水道対策班・文教対策班・医療救護班・環境対策班・救援班・農林耕地対策班・消防班)

《 基本方針 》

災害発生直後は交通途絶等により市民生活に必要な物資や水防・消防資機材などが著しく不足するため、必要な食料、生活必需品等及び水防・消防資機材等の備蓄に努め、不足分の追加等その整備拡充を図る。

第1項 備蓄物資の整備計画

《 計画目標 》

1. 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

また、トイレの増設やトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応を講じる。

- 1)家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- 2)市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
- 3)取扱業者との協定等締結の促進

2. 備蓄場所

- 1)本庁舎、挾間庁舎、湯布院庁舎、庄内総合運動公園

●参考資料編 資料 風予-4-8-1-1 「非常用備蓄品一覧表」

3. 調達体制

- 1)米穀：(災害救助用米穀) 食料事務所長、または政府保有食料を保管する倉庫の責任者に対し要請する。
- 2)乾パン：大分県大分食料事務所で県から受給を受ける。

4. 備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備についての検討

防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討する。

検討する備蓄及び供給協力協定の締結等の計画については、以下の内容が考えられる。

- 1) 食料等
- 2) 生活必需品等
- 3) 医薬品等
- 4) 仮設住宅等

5. 段階的な備蓄

次のような項目で、段階的な備蓄に努める。

- 1) 事業所、市民等の備蓄
- 2) 流通在庫備蓄
- 3) 協定の締結による備蓄・調達
- 4) 応急対策従事者のための備蓄

6. 事業所、市民等の備蓄

1) 事業所及び市民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報誌や防災情報等を通じて市民の備蓄に対する役割を周知する。

7. 流通在庫備蓄

- 1) 市は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結する等流通在庫備蓄に努める。
- 2) 市は、市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、高齢者・乳幼児等の避難行動要支援者への対応も考慮する。

8. 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結する等、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定にあたっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

9. 応急対策従事者のための備蓄

市は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食料・飲料水の入手が不可能な場合、被災者に対して効果的な長時間の対策が行えるよう、応急対策従事者の食料等に対しても考慮しておく。

10. 日常生活を応急的に支援する物資の供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、指定避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮する。

第2項 給水体制の整備

《 計画目標 》

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、各水道施設と給水車を連携し、応急給水を行う。

1. 整備項目

- 1) 広域避難地への飲料水貯水槽の設置
- 2) 給水車の配備、給水タンクの補充
- 3) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- 4) 飲料水の備蓄、節水対策の市民への広報、周知

●参考資料編 資料 風予-4-8-2-1 「給水タンクの保有状況」

第3項 装備資機材等の整備充実

《 計画目標 》

応急対策の実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備する。また、備蓄（保有）資機材等は、隨時点検を行い保管に万全を期する。

1. 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

2. 資機材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

3. 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、市民等が身近に確保できるよう、

町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- 1) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- 2) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- 3) 救助工作車等の消防機関への整備促進
- 4) 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進
- 5) 各施設における救出救助用資機材の整備促進

4. 救助用備蓄資材、器材及び施設

- 1) 気象観測施設
- 2) 救助舟艇、救急車、放水車等の救助用資材、器材
- 3) 通信器具等
- 4) 救急薬品等
- 5) その他救助用資材、器材

5. 医療、助産及び防疫に要する資材、器材並びに薬剤

- 1) 発電機
- 2) 人工透析
- 3) 他救急機材
- 4) 医療薬品
- 5) 防疫用薬剤

第4項 水防施設・設備整備計画

《 計画目標 》

本市では、水害に備えて水防倉庫3箇所が各庁舎内に整備され、土のう袋・のこぎり・斧等を除き基準数量に基づく補充が必要となっている。この他、大分土木事務所と連携した水防資機材を備蓄している。

1. 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、水防管理団体（市町村）に対して、担当堤防延長概ね1kmないし2kmについて、1カ所以上水防倉庫または水防資機材等の備蓄場を設け水防資材及び機材の備蓄に努める。

2. 備蓄資機材の点検等

国土交通省及び県とともに、毎年概ね5月末日を目標にその管理する水防倉庫における備蓄資機材の品名・数量等を点検し、上記の資機材備蓄基準に従って不足分の追加補充等その整備拡充を図るとともに、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の整備を関係市町村と一体となって推進していく。

第5項 消防施設・設備整備計画

《 計画目標 》

1. 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、市民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備に努める。

- 1) 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- 2) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- 3) 消防自動車等公的消防力の整備促進

2. 消防団員の補充

消防団員の減少を補うため魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。

3. 消防機械の整備

消防機械については、年次計画により整備・更新を行っていくとともに機械の近代化・軽量化を図る。また、特殊な消防需要に対処するため、はしご付き消防自動車、救助工作車、化学消防自動車等の配備を推進する。

4. 消防設備の整備

国が示す「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に適時設置するとともに、防火水槽は用地確保の問題があるため、公共用地(公園・空地等)を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。

5. 消防資機材の整備

消防資機材は毎年、点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行っていく。また、資機材が不足する場合に備えて、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

6. 水防施設等の整備

災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに、目標を設定して水防資器材の備蓄を行う。特に、災害発生の危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。

また、毎年、梅雨期前に点検・整備を行い、水防に支障のない範囲で不良品の交換や不足品の補充等を行うとともに、資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討する。